

「地域主権改革と今後の自治体運営の在り方」 2010年8月19日
新川達郎（同志社大学）

はじめに：地域主権改革の行方

1 地方分権から地域主権改革へ

1 - 1 第1期地方分権改革

- ・ 1995-2000年 第1次分権改革：地方分権推進法、地方分権一括法（1999年）
- ・ 2000-2005年 第2次分権改革：地方分権改革推進会議、三位一体の改革
- ・ 地方制度調査会：合併促進、地域自治の制度化、小規模町村問題

1 - 2 第2期地方分権改革

- ・ 2005-2009年 地方分権改革推進法、委員会勧告（1次、2次）
- ・ 地方制度調査会：道州制、議会制度、監査制度、合併打ち止め

1 - 3 政権交代と地域主権改革

- ・ 2010年 地域主権関係法案提出、地域主権大綱閣議決定、地方政府基本法の準備

2 地域主権改革の方向

2 - 1 地域主権改革の考え方

- ・ 国と地方は対等なパートナーシップの関係：国と地方が協働してつくる
- ・ 国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づく：特に住民により身近な基礎自治体を重視

- ・ 国と地方自治体の適切な役割分担と地方自治体の自由度拡大、自主性及び自立性向上
- ・ 国は国家の存立にかかる事務、地方は地域の総合的自主的な行政を担う

2 - 2 地域主権改革の進め方

- ・ 行政分野横断的な取組として進める
- ・ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、
- ・ 基礎自治体への権限移譲、
- ・ ひも付き補助金の一括交付金化、
- ・ 国の出先機関の抜本的な改革：地方へ権限財源移譲
- ・ 地方自治法抜本改正と地方政府基本法案実現へ

3 「新しい公共」の考え方

3 - 1 「新しい公共」宣言（2010年6月4日「新しい公共」円卓会議による提案）

- ・ 「新しい公共」の考え方：「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働の場」

・「協働の場」：「国民、市民団体や地域組織」、「企業」、「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働

3 - 2 当事者の役割

「国民」の役割

- ・「お上依存」から、自らが選択する当事者へ
- ・自らが当事者だという気持ちをもって行動

「企業」

- ・企業も「新しい公共」の重要な担い手
- ・本業における社会性や、社会貢献活動などが評価される

「政府・行政」

- ・「官」が独占してきた領域を「新しい公共」に開き、国民に選択肢を提供する。「国民が選ぶ社会」を作る
- ・多様な主体が「新しい公共」に参画できるように、寄附税制を含め、社会制度を整備

4 住民、NPO、基礎自治体、広域自治体

4 - 1 地方分権・地域主権時代の自治体改革課題

- ・分権改革を担う地方自治体へ：組織変革、財務体質改革、政策刷新、人材育成；成長型の地方自治からの脱却
- ・自治能力の向上：成果重視の行政：有効性・効率性・経済性、結果責任の強調：情報公開とアカウンタビリティ、政策能力の向上：上書きなど条例制定権と法令解釈の範囲拡大
- ・行政と住民のパートナーシップの構築：NPO協働型の自治体運営転換

4 - 2 基礎自治体と広域自治体：これからの県や市町村の在り方

- ・補完性原理、近接性原理からの接近：基礎自治体優先、広域自治体は調整機能中心に当面は補完機能と広域機能を果たす
- ・市町村合併と合併後の地域形成：地域内分権、水平的連携による広域行政（自立定住圏構想）
- ・都道府県を越えた広域行政の必要と道州制論議：国の出先機関廃止と事務移譲
- ・府県（広域自治体）と市町村の関係改革：上下から対等へ、市町村への分権推進
- ・これからの地方制度再編：近隣自治（地域自治）、基礎自治体（市町村自治）、市町村広域連合、広域自治体（府県自治）、府県広域連合、（道州制）
- ・導入を見据えた地域社会形成：地域によっては厳しい条件に耐えられるか

4 - 3 協働による自治の実現

- ・住民参加による自治体運営：住民自治、住民参加による地方自治
- ・協働型による地域社会の運営：新しい公共を実現する住民組織、NPO、事業者、行政との新たな関係構築
- ・協働を通じて実現できる近隣自治（地域自治）、地方自治